

## 一人親方労災保険特別加入制度のご案内

国は「特別」に建設業一人親方の、労働者災害補償保険（労災保険）の任意加入を認め、業務災害や通勤災害に対し、労働者と同様の補償をしています。建設現場においては、社長（事業主・役員等）の中小事業主の労災特別加入または、一人親方労災の特別加入が必要です。この機会にご検討ください。



もし、元請け工事中に労災事故が起こったら元請け事業者の労災保険は使える？  
元請け事業主本人× 元請け会社の従業員○  
下請け（孫請け）事業主× 下請け（孫請け）会社の従業員○ 一人親方×  
個人事業主扱いとなる一人親方は、必ず労災保険特別加入をしましょう

### 【一人親方労災保険に加入するには？】

当組合にご加入の上で、労働局認可特別加入団体『労働保険事務組合 関西社労懇』と業務提携し、『京都府蔦工業協同組合一人親方部会』として取り扱いを行っています。

### 【保険給付の主な内容】 業務上や通勤途上によりケガや病気を負ったとき

給付種別	保険給付事由	給付内容
療養（補償）給付	病院で治療を受けた場合	治療費は全額無料 （通勤災害は初回のみ一部負担金 200 円）
休業（補償）給付	休業をした4日目から	休業1日につき給付基礎日額の80%相当額
障害（補償）給付	障害の状態が残ったとき	障害等級により一時金又は年金
遺族（補償）給付	死亡したとき	遺族の数等に応じ年金または一時金 最大1,000日分
この他、介護（補償）給付、傷病（補償）年金、葬祭料、二次健康診断等給付、など		

### 【1年間の労災保険特別加入にかかる費用】

労災保険料＋賦課金（京都府蔦工業協同組合加入費）500円／月  
＋労働保険事務組合費（事務費）1,000円／月のみ

給付基礎日額	1日3,500円	5,000円	10,000円
労災保険料	22,995円	32,850円	65,700円
賦課金	6,000円	6,000円	6,000円
事務組合費	12,000円	12,000円	12,000円
年間合計	40,995円	50,850円	83,700円



給付基礎日額は3,500円から25,000円までをご本人が任意で選択してください。  
一人親方労災には建設業法28業種を営む事業者どなたでも加入できます。

ご相談は  
蔦工業協同組合まで  
075-451-7791



中小事業主、役員、建設業の一人親方など、労災保険に  
特別加入されている皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

労災保険特別加入制度は、労働者以外の事業主、役員、一人親方に任意で特別に労災保険の加入を認めた制度です。労働者に準じた業務または通勤によって起こった労働災害に対して、国の労災保険給付を受けることができます。

### <特別加入者の給付基礎日額の変更はありませんか？>

○給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、特別加入者が任意で選択します。例えば、給付基礎日額1万円で加入し、業務災害のケガで休業した場合、給付基礎日額の80%、8,000円×休業日数（免責3日）が給付額となります。

○給付基礎日額は次のいずれかから選択し、労災保険料を国へ納付します。

3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、  
12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円

○給付基礎日額の変更手続きができる期間は年2回、①3月28日まで、②6月1日～7月10日の労働保険年度更新時のみです。①に手続きした場合、保険料、補償ともに4月1日から変更になります。②の場合は、保険料は4月分から変更ですが、補償は提出前の災害は、従前の給付基礎日額による保険給付になります。給付基礎日額の変更を希望される場合は、3月中の申請をお勧めします。

### <特別加入者の加入、脱退、日額変更はありませんか？>

○特別加入者の変更、新たな追加、脱退は、裏面の連絡表にてご連絡ください。

#### お問い合わせは

京都府鳶工業協同組合

TEL 075-451-7791

Fax 075-451-7792

労働保険事務組合 関西社労懇

TEL 075-203-6224

Fax 075-203-1573

Email [sugi-sr@maia.eonet.ne.jp](mailto:sugi-sr@maia.eonet.ne.jp)



関西社労懇より手続きの案内のほか、ご相談、手続き依頼をメールにて承ります。

# 一人親方労災特別加入 加入連絡票

連絡日 年 月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	S・H 年 月 日
電話番号	
メールアドレス	(個人情報をやり取りしてもよいアドレスを記載してください)
除染作業	有り / 無し
特定作業の有無	粉じん / 振動工具 / 鉛 / 有機溶剤 / 該当なし
上記該当有りの場合	最初に従事した年 年 月 / 従事した期間合計 年 カ月
業務又は作業内容	
業務時間	原則 始業 時 分 ~ 終業 時 分
希望給付基礎日額	円
特別加入希望日	R 年 月 日
紹介事業所名又は屋号	
出資金	有(賦課金無)月1,000円 / 無(賦課金有)月1,500円
鳶組合連絡	・済口 (TEL口 FAX口)      ・末口
添付確認書 (いずれか1つ本人確認できる資料を添付して下さい)	・免許証コピー口      ・資格証明書コピー口 ・住民票コピー口      ・その他口 ( )

○給付基礎日額 下記から選択してください

3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円

○加入は原則、翌月1日からになります。1ヶ月前からの事前申し込みができます。

(月の途中から加入の場合、京都上労働基準監督署へ提出した日の翌日からの労災補償開始になります。保険料、組合費等の費用は月単位のご請求のため、日割りはできません。)

○保険料、組合費等のご請求は、京都府鳶工業協同組合より3期に分け(第1期4-7月分、第2期8-11月分、第3期12-3月分)紹介事業所にまとめてご請求いたします。

京都府鳶工業協同組合	TEL 075-451-7791	FAX 075-451-7792
労働保険事務組合 関西社労懇	TEL 075-203-6224	FAX 075-203-1573
	Email <a href="mailto:sugi-sr@maia.eonet.ne.jp">sugi-sr@maia.eonet.ne.jp</a>	

関西社労懇より手続きの案内のほか、ご相談、手続き依頼をメールにて承ります。

# 労災保険特別加入者 一人親方・中小事業主 脱退・変更連絡表

連絡日 年 月 日 担当者名

## 【 脱 退 連 絡 】

加 入 区 分	<input type="checkbox"/> 一人親方労災保険	
	<input type="checkbox"/> 中小事業主特別加入（従業員を雇用している事業所）	
	事業所名	
フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日	S・H	年 月 日
連絡先電話番号		
メールアドレス	(個人情報をやり取りしてもよいアドレスを記載してください)	
脱 退 希 望 日	R	年 月 日
鷺 組 合 連 絡	・済 (TEL <input type="checkbox"/> ・ FAX <input type="checkbox"/> )	・未 <input type="checkbox"/>

## 【その他変更連絡】

変 更 内 容	・給付基礎日額 ・ 氏 名 ・ その他 ( )
変更前	変更後

- 保険料、組合費などのご請求は、京都府鷺工業協同組合より3期に分けて（第1期4 - 7月分、第2期8 - 11月分、第3期12 - 3月分）を紹介事業所にまとめてご請求いたします。
- 脱退のご連絡は手続き完了後、保険料、組合費を後から清算いたします。手続きが遅れた場合、労働局より理由書、添付資料の提出を求められることがあります。脱退の連絡は遅滞なく下記にご連絡ください。

### 【給付日額変更について】

- 4/1からの給付日額変更の申し出は3/1～3/31又は6/1～7/10の期間のみとなります。労災事故があった場合の給付は3月中の申し出の場合は4/1から新日額、6月以降申し出の場合は、手続き後からになります。保険料は4月分から変更になります。
- 給付基礎日額 次から選択して下さい  
3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円

京都府鷺工業協同組合	TEL 075-451-7791	FAX 075-451-7792
労働保険事務組合 関西社労懇	TEL 075-203-6224	FAX 075-203-1573
	Email sugi-sr@maia.eonet.ne.jp	